

平成18年4月26日

財団法人 財務会計機構
企業会計基準委員会 御中

新世紀企業年金フォーラム

社会保険労務士 田坂 康夫
社会保険労務士 田川 勝久
社会保険労務士 矢崎 哲也

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見提出

平成18年3月16日に公表され、コメント募集が行われた実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、下記の通り意見を提出する。

記

1. 意見

一昨年の厚生年金法改正により「代行部分に関する財政の中立化」が実現した以上、基金設立企業において、代行部分での最低責任準備金を上回る負担が、代行返上時、解散時だけでなく制度継続時に加えたいずれにおいても、事業主に求められないことは法定事項として明白になったと考える。よって、代行部分での企業の債務負担を最低責任準備金とするよう、退職給付会計基準の改定を求める。

2. 論点整理

- (1) これまで平成16年厚生年金保険法改正の内容についての理解が進まなかったが、最近、実態として、基金が最低責任準備金を保有していれば、企業が代行部分について追加負担を行うことはないという点については、概ね共通理解となった。
- (2) (1)の事実認識を踏まえると、当然根本的な見直しが必要であるという意見が委員から出されているが、これに対し、例え追加負担がないとしても、それを即時認識するかどうかは会計上の判断であり、会計としては、PBOを基準とする現在の取扱いを変更する必要はないという意見が公認会計士の委員を中心にみられ意見が対立している。
- (3) 委員会としては、当面、平成18年度から交付が開始される給付現価交付金の取扱いについて定める必要があることから、平成18年3月16日付けで公開草案を公開した。そこにおいては、「見直しが必要であるという意見については、なお検

討を要すると考えられることから、本公開草案では議論の要点を示すに止め、言
行の退職給付基準に則して、当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すことと
した」とされ、具体的には給付現価交付金が交付される都度、退職給付費用から
控除するという取扱いになっている。

2. 意見に至る理由

- (1) 公開草案では、実態として、企業が最低責任準備金を超える負担を行うことが
ないにもかかわらず、何故それを大きく上回る債務を会計上認識しなければなら
ない理由として、以下の点を挙げているが、これらの理由には、企業会計基
準において、企業の債務をどのように評価することが最も適切なのかという本
質論が欠如している。
 - ① 代行給付を基金が行うこと及び代行部分と加算部分で資産は一体運用されて
いることについては従来と変わりはない。
 - ② 給付現価給付金はあくまで年金資産の会計問題であり、受け取る時期と金額が
明確でない交付金は、交付の都度処理されるべきものである。
 - ③ 退職給付会計では、退職給付にかかわる債務を支払予定額や決済価額ではなく
発生給付評価方式により、当期までに費用計上されたものの残高を債務として
いるので、それが最低責任準備金を大きく上回ったとしても債務の過大計上で
はない。
- (2) 現行の取扱いが見直されない場合、以下の問題点により企業の実態を正確に反
映させるべき企業会計基準が、実態と大きく乖離した歪んだものとなる。
 - ① 現行の取扱いを継続する場合、基金設立企業が負っている債務と大きく乖離し
たものを企業の債務と認識することになり、企業会計基準としての意味を大き
く損なう。
 - ② 現行のように PBO が最低責任準備金を大きく上回っている状況下では、仮に
厚生年金基金が最低責任準備金を確保していても、PBO に対する不足分を企
業の負債として計上することになるが、この不足分は決して支出されることの
ないものである。決して支出されることのないものを負債として認識すること
は、企業の実態をできるだけ正確に開示すべき財務諸表の取扱いとして、妥当
性を欠くものである。
 - ③ 将来、金利が上昇した場合や厚生年金本体の運用利回りが高水準となった場合、
最低責任準備金が PBO を上回ることもあり得る。その場合に、解散、代行返
上するためには、最低責任準備金を国等に支払う必要があり、PBO による債
務認識では逆に不足が発生する。

以上